

1 団体選定評価書 市川市そよかぜキッズ

1. 1 団体選定の事由（手続条例第13条第1項に規定する事由）

<p>公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針</p> <p>第2 指定管理者制度の運用についての考え方</p> <p>2 手続条例第13条第1項に規定する事由</p> <p>(1) 指定管理者を指定しようとする公の施設（以下「指定施設」という）の管理について地域の活力を積極的に活用する必要があること</p> <p>(2) 指定施設の業務の内容に特殊性があること</p> <p>(5) 団体の設立の経緯、団体が指定施設の管理を行うこととなった経緯、指定施設の管理の実態等を考慮し、当該団体を当該施設の指定管理者とすることが特に適当であると認められ、かつ、当該団体が当該指定施設の管理を良好に行っていること又は行うことができると認められること</p>
--

<p>団体が指定施設の管理を行うこととなった経緯</p>	<p>社会福祉法人佑啓会は、平成4年に法人設立後、市原市を拠点として精力的に県内に障がい者施設を設置してきた。そして平成18年に文京区から障がい者施設の運営委託を受託したことを契機に、公立施設の指定管理や民間移譲を行うようになった。</p> <p>本市においては、平成25年に公募による「市川市松香園」の指定管理を開始し市川市の障がい者児の状況を把握した上で、平成27年からは「市川市そよかぜキッズ」の指定管理者に公募し、現在も指定管理者として「そよかぜキッズ」を管理している。</p>
------------------------------	---

<p>1 団体選定事由</p>	<p>事由(1) 地域活力の積極活用</p> <p>職員の雇用については、市内在住の人材を積極的に雇用している。また、施設の行事等では地域のボランティアや自治会に参加してもらうなど、地域活力の活用を図っている。</p> <p>事由(2) 業務内容の特殊性</p> <p>この施設は、環境の変化や対人関係に敏感でコミュニケーションに課題があるこどもを対象とした施設である。個々にあわせた療育の実践が求められる中で、定員30名という多人数への支援や施設の管理運営を行うことは、小規模な法人では運営が困難なため、県内でも最大規模の法人を選定する必要がある。</p> <p>事由(5) これまでの実績及び今後の展望</p> <p>提案以上の職員を配置していたほか、市内で運営している障がい者通所施設と交流の場を設けるなど児童の生活の幅を広げる取り組みを行っている。</p> <p>これまでのモニタリング結果も良好であり、保護者アンケート等による利用者満足度も高く、利用するこどもとも強い信頼関係が築かれている。</p> <p>以上を踏まえ、療育の継続性を担保するとともに、同法人による民営化を目指し1団体選定とするものである。</p>
-----------------	---

<p>指定施設の管理の実態</p>	<p>指定管理者が行う運営業務は、児童福祉法に基づく障害児通所給付事業のうち、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業、及び放課後等デイサービスであり、施設の管理運営等は、基本協定、年度協定及び仕様書、法人からの提案書により実施されている。</p> <p>管理運営業務のチェック体制としては、利用者アンケートの結果把握、モニタリング評価委員会による評価が行われるとともに、毎年、国による運営及び財務諸表の監査が実施されている。</p>
-------------------	--

※語句の表記について： 障害および障がいの表記について、法令上の用語表現は「障害」と表記し、その他は「障がい」と表記する。